

「目黒区旅館業法施行条例」改正骨子案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 実施結果

(1) 概要

「目黒区旅館業法施行条例」の改正骨子案に対するパブリックコメントを実施し、このたび区民意見と検討結果を取りまとめました。
※ご意見については、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記等している場合があります。

(2) 意見募集期間

令和8年4月15日（水）から5月22日（金）まで

(3) 周知方法

ア 掲載場所 めぐる区報（令和8年4月15日号）、区公式ウェブサイト、X、LINE
イ 配布・閲覧場所 総合庁舎6階生活衛生課、地区サービス事務所（東部地区を除く）、各住区センター、各区立図書館

(4) 提出方法

オンラインフォーム・メール（電子）、郵送・持参（書面）、FAX

(5) 意見提出者数

区分		種 別			計
		電子	書面	F A X	
個人	提出者	28	0	0	28
	意見数	54	0	0	54
団体	提出者	3	1	1	5
	意見数	15	3	2	20
議会	提出者	3	1	0	4
	意見数	12	4	0	16
計	提出者	34	2	1	37
	意見数	81	7	2	90

※（参考）資格要件外（住所等）2件の無効意見は含みません。

(6) 対応区分別件数

番号	内容	計
1	意見の趣旨を踏まえて条例改正骨子に反映します。	10
2	意見の趣旨は条例改正骨子案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	13
3	意見の趣旨は条例改正骨子には取り上げませんが、規則や運用の中で趣旨を踏まえて反映します。	22
4	意見の趣旨は条例改正骨子には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	4
5	意見の趣旨は条例改正骨子には取り上げませんが、今後の検討・研究の課題とします。	5
6	意見の趣旨に沿うことは困難です。	33
7	意見の趣旨は既に現行条例等に取り上げており、趣旨に沿って取り組んでいます。	3
合計		90

2 パブリックコメントで寄せられた意見と検討結果

※ご意見を条例改正骨子案の項番別に分類し、複数のご意見がある場合は枝番号を付しています。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
主な改正内容（１）許可申請前の事前周知を義務化							
1	個人	電子	04	01	○標識設置について ▶標識の大きさや記載内容など規格はあるのか。風雨などで飛ばないように強固に設置する必要がある。 ▶いつまで設置するのか。営業開始まで？ ▶申請前とは具体的に何日前か。周知や説明会の開催を必須とするなら最低でも1か月は必要。 ▶設置したことを届け出る方法は。申請を以って届け出とするのか。写真提出は必須。 ▶設置後5日以内に届け出るなど日にちを制限すべき（区が早く知るべき）。	3	標識の大きさはA3以上とし、風雨などで破損しないものを想定しています。 標識の設置届を提出した後、許可申請の少なくとも90日前から許可日までの設置を義務付けることとしています。 標識の設置状況については、写真の提出や現地確認等により区の職員が把握します。
2	個人	電子	04	02	○周知・説明会について ▶周辺住民等には学校・事務所等の在学・在勤者及び土地所有者も含むのか。 ▶「施設の敷地から30m」とあるが、「敷地」とは「敷地境界」か。 ▶30mのラインは敷地が少しでも含まれれば対象か。 ▶書面配布とは戸別訪問ではなくポスト投函でいいのか。 ▶説明会の開催は、規模を問わず全てが対象か。戸別訪問で足りる場合もあるのか。 ▶書面配布や説明会の開催の事実を区はどのように知るか。報告書を求めるのか。 ▶仮に報告書を求めるとして、その提出を以って許可するスキームか。 ▶説明会等が紛糾した場合や反対意見が多数だった場合許可しないことはあるのか。	2	周辺住民等には、学校・事務所等も含まれますが、土地の所有者については、施設への出入りが私道を経由して行われる場合に限り、私道の所有者に対する周知を義務付けることとしています。 「敷地から30メートル程度の範囲」とは、申請予定地の敷地境界から30メートルの範囲内に含まれる敷地を想定しています。このため、当該範囲内に敷地の一部でも含まれる場合には、その敷地内の全ての方を対象とする予定となっています。 書面配布については、戸別訪問による対面を原則とし、ポスト投函等も想定しています。説明会については、規模を問わず全ての方が対象となります。 書面配布や説明会の後、許可申請予定者に対し報告書の提出を義務付けることとし、報告を受けた後に許可申請が可能となります。 なお、旅館業の許可を与えないことができる事由は、旅館業法で定められています。説明会が紛糾した場合や、反対意見が多数であることのみをもって不許可とするものではありません。
3	個人	電子	12	01	（１）許可申請前の事前周知を義務化 意味がない。形骸化する。	6	周知不足によるトラブルの防止を図るとともに、営業者と周辺住民との円滑な関係の維持を図り、本区において将来にわたり良好な生活環境を維持していくために、必要な取組であると考えています。
4	団体	電子	14	01	○許可申請前の事前周知の義務化 →ひな型を決めて説明することは良いことだと思います。	3	事前周知の方法については、ガイドライン等において具体例を示して、内容の確認及び指導を行ってまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
5	団体	電子	14	08	「許可申請前の事前周知義務」については、住民感情による事実上の拒否権を生じさせるおそれがあり、法令に基づく許認可制度の公平性・客観性を損ないます。適法な事業であっても、感情的対立により事業開始が阻害される構造は適切ではありません。	6	周知不足によるトラブルの防止を図るとともに、営業者と周辺住民との円滑な関係の維持を図り、本区において将来にわたり良好な生活環境を維持していくために、必要な取組であると考えています。 営業者と周辺住民等が十分な話し合いを行った上で許可申請に至ることを想定し、標識の設置や説明会の実施を義務付ける予定としていますが、感情的対立があることのみをもって不許可とするものではありません。
6	個人	電子	19	01	宿泊業に関する問題を解決するために旅館業法改正を計画されているのは、大変良いことだと思います。基本的な考え方には強く賛同いたします。私は旅館業を営んではいませんし、近所に旅館もありませんので直接の利害はありません。しかし、この改正案についてのいくつか疑問や意見を以下に記します。 1. 3(1)の「敷地から30メートル程度の範囲」というのは、住民の敷地が該当敷地から30メートル以内という意味でしょうか。細かい点ですが、マンション1階と高層部では敷地からの距離が異なります。より明確にしたいです。	2	区の施策にご理解いただきありがとうございます。 「敷地から30メートル程度の範囲」とは、申請予定地の敷地境界から30メートルの範囲内に含まれる敷地を想定しています。このため、当該範囲内に敷地の一部でも含まれる場合には、その敷地内の全ての方を対象とする予定となっています。
7	個人	電子	19	02	2. 3(1)の「書面配布等により十分な事前周知を行うとともに、説明会を開催すること」は曖昧です。事前周知をすることと説明会を開催すれば、内容に関わらず基準を満たします。説明会については記録を残すことを義務付けすべきです。そうでないと、説明会を周知したか、何を説明したかについて問題が起きる可能性が考えられます。	1	事前周知の規定に関して、標識の設置については、許可申請の少なくとも90日前までに実施するものとします。説明会については許可申請までに複数回開催することとし、そのうち少なくとも1回は、許可申請の60日前までに開催することを義務付けます。 また、説明会の開催後は、申請予定者に対し報告書の提出を義務付けることとします。
8	議会	電子	21	01	許可申請前の事前周知を義務化 について、開催される説明会には区の担当者も参加する運用とするのか？ 参加しない場合は説明会が開催された事実をどのような形で報告させるのか。	3	職員が説明会に参加することは想定しておりませんが、説明会の開催後は、許可申請予定者に対し報告書の提出を義務付けることとします。
9	個人	電子	25		旅館業法施行条例を改正していただき、閑静な住宅地として良好な生活環境を守っていただけるとの事、大変に嬉しく存じます。しかしながら改正内容の内(1)事前周知の義務化に関して周知範囲が30メートル程度の範囲について区内の地域性に応じ特に住宅専門地域などには100メートル程度の範囲に周知を広げて行って欲しいと思量いたします。	6	区の施策にご理解いただきありがとうございます。 申請予定地の周囲100メートルの範囲に対して書面配布等による周知を行うことについては、営業者にとって過大な負担となるおそれがあるため、区における他の条例の規定を参考に検討し、30メートルの範囲内とすることとしました。 一方で、説明会の参加者については、30メートルの範囲内に限定するものではありません。申請予定地に掲示された標識をご覧になった方など、説明会への参加を希望する方は、どなたでも参加できることとします。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
10	団体	書面	31	02	(1) 許可申請前の事前周知 ア. 標識設置は6ヶ月前まで。イ. 説明会は3ヶ月前までに 行い理解を得ること。複数回の説明会が必要。	6	他の条例の規定を参考にして、標識の設置については、許可申 請の少なくとも90日前までに実施するものとします。説明会につ いては許可申請までに複数回開催することとし、そのうち少なく とも1回は、許可申請の60日前までに開催することを義務付けま す。
11	議会	電子	34	01	○骨子案 3 主な改正内容 (1) イでは、周辺住民等の範囲が、許可を受けようと する施設の敷地から30メートル程度の範囲（私道所有 者を含む）としているが、施設のある町会・自治会に対 しても同様に、事前の説明を義務付けること。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、施設の敷地から30メートルの範囲内 に入る地域の町会・自治会に対する事前説明を義務付けることと します。
12	議会	電子	35	01	○ (1) 許可申請前の事前周知を義務化において ア 許可申請前の事前周知の日程を開設の90日前にする こと。 イ 周辺住民等に書面配布、及び説明会の開催を同じく 開設の90日前におこなうこと。また、「説明会の開催に ついては、開催日の少なくとも5日前までに、日時や場 所を掲示等の方法で周辺住民に周知しなければならない 。また説明会を欠席した住民に対しては、そのままに せず、個別訪問を行うか、再度説明会を開催して説明を 尽くすこと。	3	ご意見の趣旨を踏まえ、標識の設置については、許可申請の少 なくとも90日前までに実施するものとします。説明会については 許可申請までに複数回開催することとし、そのうち少なくとも1 回は、許可申請の60日前までに開催することを義務付けます。 説明会周知の期日については、ガイドライン等で示して指導を 行ってまいります。 また、説明会の開催後は、申請予定者に対し報告書の提出を義 務付けることとします。 説明会に欠席した周辺住民等が説明を希望する場合は、区から その旨を申請予定者に伝え、個別に説明に何よう指導すること とします。
主な改正内容（2）施設の看板等に営業者の連絡先等の明示を義務化（既存施設含む）							
13	個人	電子	12	02	(2) 施設の看板等に営業者の連絡先等の明示を義務 化（既存施設含む） どちらでも良い。	2	近隣住民等が直接営業者と連絡をとることができるようにする ことで、円滑な連絡体制の確保や営業者の迅速な対応を図り、そ の結果として、旅館業施設の周辺住民の生活環境への悪影響の防 止につながるものと考えています。このため、連絡先の明示を義 務付けることとしました。
14	団体	電子	14	02	○施設の看板等に営業者の連絡先等の明示を義務化(既 存施設含む) →周辺住民さんからするとクレームを伝える先が明確化 するので良いかと思います。	3	区の施策にご理解いただきありがとうございます。
15	団体	電子	14	09	「施設の看板等への営業者連絡先の明示義務」は、個人 事業者のプライバシー侵害や過度なクレーム・嫌がらせ の誘発、防犯上のリスクを高める可能性があります。連 絡体制の確保は必要であるものの、行政窓口を介した対 応など、より安全かつ合理的な代替手段を検討すべきで す。	6	近隣住民からの苦情や問い合わせについては、原則として営業 者が対応することとなります。 従事者が不在となる時間帯がある施設において、常時連絡が可 能となるよう連絡先の明示を求めることとします。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
16	個人	電子	19	03	3. 3(2)の「連絡先を明示する」はどのような連絡先かもう少しはっきりさせる必要があると思います。たとえば、「連絡先」として郵便しか受け付けない等になると、連絡しようとしても非常に時間がかかる可能性も考えられます。電話を指定することは出来ないのでしょうか。個人の場合は都合の悪い時間もありえますので、コールセンターでも良いとは思いますが。あるいは、メール受付等のタイムリーに対応できる方法も考えられます。	3	ガイドライン等において、連絡先は電話番号である旨を明示し、指導を行ってまいります。また、それ以外の連絡手段については、即時対応性の観点から、個別に判断することとします。
17	団体	電子	22		施設の看板等に営業の種別及び営業者の連絡先を明示することを義務付けるとありますが、施設によっては〇〇ホテル、ホテル〇〇と看板等に掲示し明らかにホテルであることが近隣住民からもわかる施設があります。また、営業者の連絡先の明示についても24時間職員が在中している施設はわざわざ明示しなくても問題ないと考えます。改正にあたっては、緩和規定を設けるなど施設の実情に応じ柔軟な対応、改正をして頂ければ幸いです。どうぞ宜しくお願いします。	3	例として、施設看板の名称から「旅館・ホテル営業」であることが明らかな場合や、玄関帳場に従事者が24時間常駐する施設において「連絡先の明示」が不要と認められる場合など、各施設の運営形態を踏まえて区が個別具体的に判断したうえで、区が認めた場合に明示の一部を省略することができる規定を設けることとします。 従事者が不在となる時間帯がある場合は、苦情や問い合わせに対応するため、常時連絡が可能となるよう連絡先の明示を求めることとします。
18	議会	書面	36	03	施設の看板に書かれている連絡先につながらない場合やつながっても改善されない場合に、区としてしっかり指導する体制を構築すること。	4	旅館業の許可施設には保健所が定期的に立入検査を実施し、法令や条例の遵守状況を確認していますが、条例施行後は、監視指導を通じて、速やかに状況の把握に努めてまいります。 区へ苦情が寄せられた場合は調査を行い、営業者に対して必要な指導を行ってまいります。
主な改正内容（3）宿泊者への注意事項の事前説明を義務化（既存施設含む）							
19	個人	電子	04	03	○宿泊者への事前説明について ・「注意事項」の内容は事業者任せか。苦情の蓄積を踏まえて区で代表的な事例を示すべきでは。 ・説明はどのような形式か。口頭で説明か。注意事項を読ませてチェックさせるのか。 ・説明したことをどのように区は把握するのか。 チェックシートの提出など定期的な報告を義務付けるのか。	3	宿泊者への注意事項の事前説明については、ガイドライン等において具体的な事例を示すこととします。なお、説明の方法については、文書による実施を想定しています。 また、説明に関する定期的な報告を求めることは考えていませんが、許可申請時の確認に加え、営業開始後に定期的実施する立入検査の機会においても、営業者から説明内容を聴取し、確認を行ってまいります。
20	個人	電子	12	03	（3） 宿泊者への注意事項の事前説明を義務化（既存施設含む） 良い。どのように課するのかの議論が肝要。	3	宿泊者への注意事項の事前説明については、ガイドライン等において具体的な事例を示すこととします。なお、説明の方法については、文書による実施を想定しています。 また、説明に関する定期的な報告を求めることは考えていませんが、許可申請時の確認に加え、営業開始後に定期的実施する立入検査の機会においても、営業者から説明内容を聴取し、確認を行ってまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
21	団体	電子	14	03	○宿泊者への注意事項の事前説明を義務化(既存施設含む) →ひな型を決めてプラットフォーム内+施設内マニュアルなどでも説明することは良い事だと思います。	3	宿泊者への注意事項の事前説明については、ガイドライン等において具体的な事例を示すこととします。なお、説明の方法については、文書による実施を想定しています。
22	団体	電子	14	10	「宿泊者への注意事項の事前説明義務」については、既に多くの事業者がオンラインプラットフォーム等を通じて実施している実態があり、重複規制となるおそれがあります。形式的な義務化は実効性の向上に資するものではなく、むしろ過度な事務負担を生じさせます。	6	宿泊者への注意事項の事前説明について、条例により義務付けることで、実効性の確保を図ることとしました。 また、ご指摘のとおり、既に多くの営業者において実施されている実態があることから、事業者に過度な事務負担が生じるものではないと考えています。
23	個人	電子	18		宿泊者への説明の内容について、雑なものにならないよう、事前確認するなど必要と考えます。	3	宿泊者への注意事項の事前説明については、ガイドライン等において具体的な事例を示すこととします。なお、説明の方法については、文書による実施を想定しています。
24	団体	電子	26		周辺住民の生活環境(夜間の大声や大音量の音楽又ゴミの処理等)の問題が解決されるよう希望します。	2	ご要望の趣旨は本改正の趣旨と合致しており、貴重なご意見として承ります。
25	議会	電子	34	02	○外国人宿泊者に対する対応の義務化を追加すること 外国人宿泊者の増加に伴い、外国人宿泊者に起因するトラブルも増加している。宿泊者への注意事項の事前説明等は多言語対応を義務付けること。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、日本語の他、宿泊者に応じた言語で事前に説明することを義務付けることとします。

主な改正内容（４）国内に住所を有しない個人営業者に対する代理人の選任を義務化（既存施設含む）

26	個人	電子	01		３．主な改正内容 （４）国内に住所を有しない個人営業者に対する代理人選任の義務化（既存施設を含む） 本改正案において、国内に住所を有しない個人営業者に対し代理人の選任を義務付ける方針が示されていることは、有意義な取り組みであると考えられる。その一方で、特に外国資本による事業運営を想定した場合には、制度がより円滑かつ実効的に機能するよう、一定の厳密化を図ることが望ましいのではないか。外国資本事業者においては、事業の管理や意思決定が国外で行われることも多く、その結果として、国内における責任の所在や対応体制が形式的になりやすい傾向が見られる。代理人に求められる役割や責任の範囲をより具体的に定めることで、行政対応や関係者との調整が円滑に進み、安定的で信頼性のある事業運営の確保につながると考えられる。	1	代理人は、施設の一切の行為をする代理権を付与された方を想定しています。代理人に求められる役割の具体的な例示は、ガイドライン等に記載して確認、指導を行います。 また、施設ごとに日本国内に住所を有し、かつ、当該施設に係る旅館業の運営に関し、区長その他の関係行政機関及び周辺住民等との連絡調整その他必要な対応を適切に行うことができる代理人の選任を義務付けることとします。
----	----	----	----	--	---	---	--

整理番号	区分	種別	個票番号	枝番	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
27	個人	電子	04	04	○代理人の選任について ・日本語で業務ができることをどのよう区は把握するのか。カタコトでは苦情を増幅し本末転倒。	3	日本語で業務ができるかどうかについては、許可申請や実地調査等の際、現場に立ち会わせて確認します。 また、施設ごとに日本国内に住所を有し、かつ、当該施設に係る旅館業の運営に関し、区長その他の関係行政機関及び周辺住民等との連絡調整その他必要な対応を適切に行うことができる代理人の選任を義務付けることとします。
28	個人	電子	12	04	（４） 国内に住所を有しない個人営業者に対する代理人の選任を義務化 良い。	2	区の施策にご理解いただきありがとうございます。
29	団体	電子	14	04	○国内に住所を有しない個人営業に対する代理人の選任を義務化(既存施設含む) →海外関連の方のライセンス取得は難易度を上げてても良いのかもしれないです。	6	旅館業法において、許可を与えないことができる人的要件は限定的に定められており、これに国籍等は含まれていません。 このため、外国籍であることを理由として許可要件に差異を設けることは困難であると考えています。
30	団体	電子	14	11	「国内に住所を有しない個人営業者に対する代理人選任義務」は、国際的な人材や投資の参入障壁となり、地域の観光振興および経済活性化の観点から逆行するものです。必要性和規制強度のバランスを慎重に再検討すべきです。	6	地域の観光振興や経済活性化の観点も必要な視点であると思います。一方、目黒区は面積の約８０％が住居系の用途地域であり、特別区の中でもその割合が高いことから、安全・安心で閑静な住宅環境の確保を優先すべきであると考え、その取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。
31	個人	電子	19	04	4. 3(4)「国内に住所を有しない個人営業者に対する代理人の選任を義務化」は必要だと考えていますが、個人営業者に限定する理由がわかりません。個人営業者が外国法人を名乗ればこの規則が該当せず、抜け道になります。「国内に住所を有しない個人営業者と国内に住所（または営業所）を有しない法人」の両方を対象にすべきです。	1	外国会社が日本において取引を行う場合には、会社法により、日本における代表者を定めることとされており、そのうち一人以上は日本に住所を有する者でなければならないとされていますが、外国会社以外の外国法人を含めて規定することとしました。
32	議会	電子	21	02	国内に住所を有しない個人営業者に対する代理人の選任を義務化（既存施設含む）について、現在都内を中心にいわゆる“スキマバイト”と言われるマッチングサービス等に民泊のトラブル駆けつけアルバイトの求人が数多く掲載されている事実があるが、ただ、近所に住んでいるだけ、日本語は話せるだけでは、緊急時に宿泊施設へ駆けつけたところで、またそのような形態で選任されたアルバイトでは、周辺住民から寄せられる問合せ、苦情等に対し、迅速な対応が可能な体制が構築できるとは難しいが、代理人の要件はどの様に定義するのか。	1	代理人は、施設の一切の行為をする代理権を付与された方を想定しています。代理人に求められる役割の具体的な例示は、ガイドライン等に記載して確認、指導を行います。 日本語で業務ができるかどうかについては、許可申請や実地調査等の際、現場に立ち会わせて確認します。 また、施設ごとに日本国内に住所を有し、かつ、当該施設に係る旅館業の運営に関し、区長その他の関係行政機関及び周辺住民等との連絡調整その他必要な対応を適切に行うことができる代理人の選任を義務付けることとします。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
主な改正内容（５）営業従事者の常駐を義務化							
33	個人	電子	02		今回の骨子案では営業従事者の常駐の義務化をするのは、新規許可のみとなっています。とすると、旅館業法の営業許可は有効期限がないので、既存事業は相続、事業譲渡等がない限り規制対象となりません。 ①常駐の義務化が環境改善や緊急対応など、利用者の安全確保、周辺住民との共存を目的とするならば、既存営業者も期限を定めて義務化の対象すべきではないでしょうか？ ②既存営業者を規制対象としない合理的理由を教えてください。 ③既存営業者と連絡が取れない、国内代理人で代用する（この場合、新規との釣り合いが取れない）などの許可権者都合は理由にならないのではないのでしょうか？	6	既存施設への常駐の義務化については、適用に伴う設備改修等に多大な費用が生じる可能性があるほか、物理的に常駐設備の設置が困難な場合も想定され、事業の継続が困難となるなどの影響が生じるおそれがあります。これらは既存営業者の営業の自由や財産に対する制約になることから、違法となる可能性が高いと判断しました。 既存施設に対しては、周辺住民からの苦情への対応としての駆け付け体制の整備や、宿泊者への事前説明の徹底を図るとともに、必要な指導を継続してまいります。
34	個人	電子	04	05	○営業従事者の常駐について ・常駐していることをどのように区は把握するのか。	3	同一建物内に従事者専用の居室等を設置し、宿泊者の滞在期間中は従事者を常駐させなければならないものとします。 また、必要に応じて抜き打ちの立入検査等を実施し、施設に備え付ける出退勤記録の確認を行うことを想定しています。
35	個人	電子	09		「営業従事者の常駐」について、おそらく「その施設にずっといる」という意味合いかと思いますが、もう少し文章としてわかりやすく明示してほしいと思います。 普段は別の場所において、電話で呼ばれたらバイトの人間が現地に向かって対応しますような、常駐とは言えないような状態を防ぐため、きちんと身体ごとその施設に身をおいて、何かあったときに連絡をすれば即時対応できるというような状態が必要かと思いました。	1	同一建物内に従事者専用の居室等を設置し、宿泊者の滞在期間中は従事者を常駐させなければならないものとします。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
36	個人	電子	12	05	（５） 営業従事者の常駐を義務化 反対。妥協点を探るようなポジティブな論点ではなく、 ただの反対感情による短絡的な思考から来る提案である。 産業を後退させ、生産性をさらに陥入れる。	6	地域の観光振興や経済活性化の観点も必要な視点であると思います。一方、目黒区は面積の約８０％が住居系の用途地域であり、特別区の中でもその割合が高いことから、安全・安心で閑静な住宅環境の確保を優先すべきであると考え、その取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。 常駐の義務化については、営業施設周辺の生活環境等が悪化し、苦情発生後に営業従事者が駆けつけて対応するのではなく、これらを未然に防止することを目的としています。環境悪化の未然防止や苦情発生の迅速な認識と対応のためには、様々な対策が考えられますが、人による確認が最良と判断し、規定することとしました。 生活環境の悪化が懸念される事象が発生した場合には、管理業務の一環として、周辺住民等からの苦情の有無にかかわらず、宿泊者に注意を促すなどの対応を行い、苦情の未然防止を図ることが必要であると考えています。
37	団体	電子	14	05	○営業従事者の常駐を義務化 →インバウンド事業は衰退している日本にとって重要な外貨獲得の手段であり大きな柱になる経済対策です。 全体でも労働人口の減少。宿泊業界は他業種に比べても人材確保が大変難しいセクターです。 更にAIや生産性の向上が日本国の課題でありるなかで、IT技術や省人化テクノロジーを活用して効率化していくべき流れに逆行する施策は、国策のインバウンド事業に水を差す改正だと考えます。 前述の海外系オーナーの締め出し＋宿泊者への注意喚起＋営業先の連絡先明示これらの対策をすることでクレーム減少効果があり、事業主と周辺住民とのバランスがとれるかと思います。 駆け付け可能な体制も既に構築しているので何か問題が起きたら駆け付け可能な体制に既になっていると考えております。	6	地域の観光振興や経済活性化の観点も必要な視点であると思います。一方、目黒区は面積の約８０％が住居系の用途地域であり、特別区の中でもその割合が高いことから、安全・安心で閑静な住宅環境の確保を優先すべきであると考え、その取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。 常駐の義務化については、営業施設周辺の生活環境等が悪化し、苦情発生後に営業従事者が駆けつけて対応するのではなく、これらを未然に防止することを目的としています。環境悪化の未然防止や苦情発生の迅速な認識と対応のためには、様々な対策が考えられますが、人による確認が最良と判断し、規定することとしました。 生活環境の悪化が懸念される事象が発生した場合には、管理業務の一環として、周辺住民等からの苦情の有無にかかわらず、宿泊者に注意を促すなどの対応を行い、苦情の未然防止を図ることが必要であると考えています。
38	団体	電子	14	12	「営業従事者の常駐義務」は、ICTを活用した遠隔管理や無人運営など、現代の宿泊業の実態とかけ離れており、人手不足が深刻化する中で事業継続を困難にする過度な規制です。特に小規模事業者にとっては採算性を著しく損なう要因となります。	6	常駐の義務化については、営業施設周辺の生活環境等が悪化し、苦情発生後に営業従事者が駆けつけて対応するのではなく、これらを未然に防止することを目的としています。環境悪化の未然防止や苦情発生の迅速な認識と対応のためには、様々な対策が考えられますが、人による確認が最良と判断し、規定することとしました。 生活環境の悪化が懸念される事象が発生した場合には、管理業務の一環として、周辺住民等からの苦情の有無にかかわらず、宿泊者に注意を促すなどの対応を行い、苦情の未然防止を図ることが必要であると考えています。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
39	個人	電子	19	05	5. 3(5) 「営業従事者の常駐」の意味が曖昧です。24時間オンサイトに「常駐」という意味でしょうか。そうだとすると、大半の民間宿泊施設を除外することになると思われます。それでも私は全く困りませんが、現実的にはより「常駐」の意味を明確にすべきです。たとえば、24時間オンサイト常駐、一定時間（1時間以内等）に駆けつけられる、常時通話機器で対応可能、等に明確化することが考えられます。 繰り返しになりますが、住民のために旅館業法改正を予定していることは大変良いことだと思います。より住みやすい目黒区にできるように期待しています。よろしくお願いいたします。	1	区の施策にご理解いただきありがとうございます。 同一建物内に従事者専用の居室等を設置し、宿泊者の滞在期間中は従事者を常駐させなければならないものとします。 具体的な設備については規則で規定することとします。
40	個人	電子	20	04	新規施設への常駐義務化の支持と、既存施設への適用要望 旅館業の新規施設に対する「営業従事者の常駐義務化」は強く支持いたします。しかし、既存施設が無人のままでは問題は解決されません。 既存施設についても、改正施行条例の施行後1年以内を目途に常駐義務化を適用し、無人運営の宿泊施設が住宅密集地に残り続けることがないよう、実効性ある規制を求めます。 さらに、江東区が導入したような「違反時の過料（罰則規定）」を目黒区でも導入すべきと考えます。常駐義務や事前周知義務があっても、罰則がなければ実効性が担保されません。住環境を守るためには、遵守を促す強制力が不可欠です。	6	既存施設への常駐の義務化については、適用に伴う設備改修等に多大な費用が生じる可能性があるほか、物理的に常駐設備の設置が困難な場合も想定され、事業の継続が困難となるなどの影響が生じるおそれがあります。これらは既存営業者の営業の自由や財産に対する制約になることから、違法となる可能性が高いと判断しました。 このため、既存施設に対しては、周辺住民からの苦情への対応としての駆け付け体制の整備や、宿泊者への事前説明の徹底を図るとともに、必要な指導を継続してまいります。 令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則等の規定を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。
41	個人	電子	20	05	旅館業計画への懸念 現在開業準備中の旅館業者についても、無人運営が予定されていると思われます。商業地域であっても住宅が密集する青葉台においては、無人運営は住環境に重大な影響を与える可能性があります。 新規施設として、常駐義務を厳格に適用していただきたいと考えます。	6	既存施設への常駐の義務化については、適用に伴う設備改修等に多大な費用が生じる可能性があるほか、物理的に常駐設備の設置が困難な場合も想定され、事業の継続が困難となるなどの影響が生じるおそれがあります。これらは既存営業者の営業の自由や財産に対する制約になることから、違法となる可能性が高いと判断しました。 このため、既存施設に対しては、周辺住民からの苦情への対応としての駆け付け体制の整備や、宿泊者への事前説明の徹底を図るとともに、必要な指導を継続してまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
42	議会	電子	21	03	営業従事者の常駐を義務化について、営業従事者は宿泊客が滞在中は宿泊施設と同一の建物内に必ず常駐しているという認識で正しいか。	1	同一建物内に従事者専用の居室等を設置し、宿泊者の滞在期間中は従事者を常駐させなければならないものとします。
43	団体	FAX	32	02	・管理者常駐は当然で24時間体制を確約させる。	6	宿泊者が不在の時間帯に従事者の常駐を求めることは、営業者に過度な負担を課すおそれがあるほか、その必要性も限定的であると考えています。従事者の常駐は宿泊者の滞在期間中を想定していますが、宿泊者が不在であり、従事者が常駐しない時間帯においては、常時連絡が可能となるよう連絡先の明示を求めることとします。
その他（全体へのご意見等）							
44	個人	電子	03		担当している中央体育館付近に旅館営業許可申請があります。「旅館営業許可について（照会）」を受けたことがあります。これからどんどん増えてくることが予想されますが通知文にもあるように住宅街が多い区なので、そこにいわゆる「民泊」が増えるのには不安があります。（区民なので）ニュースでもいろいろな迷惑行為が報道されていますが、そのような行為がみられたら事業者の取り消しについても記載してほしい。	6	令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。
45	個人	電子	04	06	○罰則について ・改正条例が守られない場合、罰則や事業者名の公表などはあるのか。 ○紛争時の対策について ・紛争となったときの窓口やあっせん・調停などの制度はあるのか。	6	旅館業の許可施設には保健所が定期的に立入検査を実施し、法律や条例の遵守状況を確認しています。 令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定等を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。なお、旅館業法に基づく行政処分は公表を前提とはなっていないことから、行政処分を受けた営業者の公表については、営業者の権利利益への影響や風評被害のおそれなどに十分配慮する必要があると考えています。 営業者との紛争に関する相談窓口やあっせん・調停等の制度はありませんが、旅館営業に関する周辺住民や宿泊者からの苦情については、現在も生活衛生課において受け付けています。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
46	個人	電子	05		インバウンド需要もあり、とてもいいサービスではあると思う。 きちんと運営できてる人とそうでない人とで、条例により同じ扱いを受けるのは少しかわいそうな気がする。 どんな運営をされているのか、しばらく運営している中でどんな雰囲気だったのかを周辺住民に聞き、その上で個別に制限を設けるのが良いと思う。 このように条例で一様に制限するのではなく、個別対応をきちんとし、きちんと運営できてる人を優遇することで、今現在きちんと運営できていない人も、自然と頑張るようになるのではないかなと思う。	5	地域の観光振興や経済活性化の観点も必要な視点であると思います。一方、目黒区は面積の約80%が住居系の用途地域であり、特別区の中でもその割合が高いことから、安全・安心で閑静な住宅環境の確保を優先すべきであると考え、その取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。
47	個人	電子	06		マンションの管理組合で民泊を禁止しているケースがありますので、目黒区規定をクリアしている場合でも、管理規則に従う（優先）旨の項目を追加いただきたいです。 実際に当マンションでも、宿泊者による早朝深夜の騒音やゴミ出しのマナー違反などが散見され、管理規則に民泊禁止を追加した経緯があります。 上記とは別途、事前の周知を義務化するだけでは不十分、違反があった際は民泊許可取消をお願いしたいと思います。 ご検討よろしく願いいたします。	7	いわゆる民泊は住宅宿泊事業法で規制されており、宿泊事業を共同住宅内で営む場合には、届出時の添付書類として管理組合の規則等を求めるとともに、民泊の営業が禁止されていないことを確認しています。 一方、旅館業は旅館業法で規制されていますが、旅館業を共同住宅内で営む場合においても、同様に許可申請時の添付書類として管理組合の規則等を求めており、旅館業の営業が禁止されていないことを確認しています。 令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定等を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。
48	個人	電子	07		旅館ホテル等ルールマナー違反に対する取り締まりを強化して罰則を設けて、正しい営業をしているところを守っていただきたいです。	6	旅館業の許可施設には保健所が定期的に立入検査を実施し、法律や条例の遵守状況を確認しています。 令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定等を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
49	個人	電子	08	01	目黒区在住の住民です。 民泊（住宅宿泊事業）および旅館業の増加に伴い、近隣住民の生活に深刻な影響が出ていることを踏まえ、今回の旅館業法施行条例改正骨子案に以下の点を強く要望します。 現在の骨子案では、事前周知や営業従事者の常駐義務化などの予防策が検討されているようですが、これだけでは不十分です。 トラブル発生後の対応が遅れやすく、抑止力が働かないケースが目立つため、以下の強化を骨子に明記していただきたいと思います。 ■違反時の罰則の明確化と強化 騒音・ゴミ出し違反、近隣住民からの苦情無視、公共物（電柱・ガードレール等）へのキーボックス無断設置などに対し、5万円以上の過料を科す規定を明確に設けてください。 また、業務停止命令の要件を具体的に定め、繰り返し違反の場合には自動的に営業日数短縮や廃止命令が発動される仕組みを導入してください。 努力義務や指導・助言だけでは実効性が低く、住民の平穏な生活が守られません。	6	旅館業の許可施設には保健所が定期的に立入検査を実施し、法律や条例の遵守状況を確認しています。 令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定等を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。
50	個人	電子	08	02	■鍵の受け渡し方法の制限 キーボックスやスマートロックの無断・非対面使用を禁止または厳しく制限し、対面受け渡しまたはICTを活用した本人確認必須とする規定を入れてください。 特に公共スペースへの無断設置は明確に違反とし、即時撤去命令＋罰則を適用できるようにしてください。 こうした「謎の箱」の存在は住民に強い不安を与えたり、不審者が増加する可能性があります。	6	旅館業の許可にあたり、宿泊者の本人確認を適切に行う観点から、チェックイン時に対面で確認を行うことができる設備（玄関帳場やカメラ等）の設置を要件としています。 また、カギの受け渡しについては、キーボックスやスマートロック等を使用する場合は、宿泊者毎に暗証番号等を変えるよう指導しています。 なお、キーボックスを公共スペースに無断で設置することを、旅館業法で禁止することは困難であると考えています。
51	個人	電子	08	03	■苦情対応体制の記録義務と報告の厳格化 苦情が発生した場合の記録義務を義務付け、自治体への定期報告を必須とし、報告不備に対しては罰則を設けてください。 改正骨子案は対応が不透明で、住民が何度も同じ苦情を繰り返す可能性があります。	3	ご意見の趣旨を踏まえ、苦情を受けた場合の記録を義務付けることとします。自治体への定期報告を必須とする予定はございませんが、定期的に立入検査を実施し、記録を確認することとします。 令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定等を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
52	個人	電子	08	04	■違法民泊疑いの通報窓口強化 東京都が2026年7月頃に民泊苦情・通報窓口を新設する予定と聞いていますが、区の条例においてもこれと連携した専用通報窓口の強化や、迅速な調査・対応体制の整備を明記してください。 無許可営業の早期発見・是正が重要です。 民泊や旅館業は観光振興に寄与しますが、住宅地では住民の日常生活の平穏（生活環境の保護）が最優先されるべきです。 骨子案に罰則の明確化と実効性ある予防・対応策を盛り込むことで、事業者・住民・行政が共存できるルールになると考えます。 ご検討のほど、よろしくお願いいたします。	4	旅館業及び民泊に関する苦情や違法民泊疑いの通報については、現在も生活衛生課において受け付けており、調査・対応体制を整えています。 令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定等を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。
53	個人	電子	10		「集合住宅の各居室にて営業をしようとする場合には、当該集合住宅の管理組合の許可をとること」も明記してもらえると安心です。	7	旅館業を共同住宅内で営む場合には、許可申請時の添付書類として管理組合の規則等を求めるとともに、旅館業の営業が禁止されていないことを確認しています。
54	個人	電子	11	01	民泊についてはゴミの散乱や公園での騒音など問題視しています。また、渡航者とみられる大きなスーツケースを持ちスマホでおそらく民泊を探している方とみられる方も見かけるようになりました。	2	いわゆる民泊は住宅宿泊事業法で規制されていますが、旅館業は旅館業法で規制されています。旅館業については、宿泊需要の拡大を受けて平成30年に旅館業法の規制が緩和され、現在はポストコロナの観光需要が増加したことを背景に、許可件数や相談件数が増加傾向にあります。目黒区内においても、一戸建て住宅や集合住宅等として建築された建物を旅館にする等、住宅地などで小規模宿泊施設の営業が増加したこと等を背景に、周辺住民から、周知不足のまま旅館営業が開始されることに対する不安や、宿泊者に起因するトラブル等に関して相談が寄せられるようになりました。このような状況を踏まえ、良好な生活環境を将来的に維持していくための取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。
55	個人	電子	11	02	骨子案については素晴らしい改正であるとともにくり返しの是正申し入れに対して改善が見られない施設および運営者には行政による運営者や施設の許可の取り消しの項目も入れてほしいと思います。おそらくイタチごっこになる（別の運営者を立てるなど）と思いますが、ぜひ入れていただきたい項目です。	6	区の施策にご理解いただきありがとうございます。 令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定等を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
56	個人	電子	13	01	私の居住最寄駅は学芸大学駅ですが、本当に治安が悪くなりました。 改札口は観光客らしき大きなスーツケース持参の人ばかりが酷く、その人たちを迎えに来る業者らしき人物を何度も見かけました。 マナーを守らない外国人が多いです。普通の住宅地の壁に立ち小便をする、大声で話す、電動キックボードを猛スピードで走る、店前にたむろする、狭い商店街の通路を横並びにスマホ片手にうろつくなど静かな住宅街ではなくなってしまいました。実家は中目黒ですが中目黒も同様です。 そもそも住宅区である目黒区に、改正案を出すほど旅館業が必要でしょうか？ 目黒区に個人経営の旅館はいりません！というのが偽らざる本音です。 なので、旅館業申請者は日本国籍を持つ日本人に限定してください。 トラブルが起きた時、上記の方々は概ね日本語がよくわからないと言うことが多いです。	6	目黒区は面積の約80%が住居系の用途地域であり、特別区の中でもその割合が高いことから、安全・安心で閑静な住宅環境の確保を優先すべきであると考え、その取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。 旅館業法において、許可を与えないことができる人的要件は限定的に定められており、これに国籍、法人であるかどうか等は含まれていません。 このため、外国籍であることや個人経営であることを理由として、許可要件に差異を設けることは困難であると考えています。
57	個人	電子	13	02	また区の条例として違反者には一発即刻免許取消しなど厳しい態度で臨んで下さい。 現在許可を与えている業者に対しても一旦白紙、改正後には新たに申請させ区がしっかり見極め許可を与えるようにしてほしいです。 これ以上ないくらい厳しい態度で臨んで下さいよろしく願いいたします。	6	令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定等を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
58	団体	電子	14	06	本改正案については、地域住民の安全・安心の確保という目的自体には理解を示しつつも、その手法が過度に規制強化へ偏っており、結果として地域経済および適法に営業する事業者には深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、現行案のままの導入には反対し、再検討を求めます。 第一に、本改正案は既存事業者に対しても広範かつ遡及的に新たな義務を課す内容となっており、法的安定性および予見可能性の観点から重大な問題があります。とりわけ、営業従事者の常駐義務や各種表示・説明義務の一律適用は、これまでの制度を前提に投資・運営を行ってきた事業者に対し、事業継続を困難にするレベルの追加負担を強いるものです。このような後出し的な規制強化は、当該分野にとどまらず、観光・不動産分野全体の投資環境に対する信頼を損なうおそれがあります。 第二に、本改正案は小規模事業者や副業的に運営する個人事業者に対して過度な負担を課す構造となっており、市場からの退出を招く可能性が高いと考えられます。特に常駐義務は、現代の宿泊業における無人運営やデジタル管理の実態と乖離しており、人件費の増加により採算が合わなくなるケースが多数生じることが想定されます。その結果、宿泊供給の減少、価格の上昇を通じて、訪日客の受け入れ余地の縮小や地域経済への波及的な悪影響が懸念されます。 第三に、事前周知義務については、近隣住民との調和を図る趣旨は理解できるものの、実務上は手続きの長期化や不確実性の増大、さらには恣意的運用の余地を生む可能性があり、円滑な事業開始を著しく阻害する要因となり得ます。また、過度な規制は遵守を促すのではなく、むしろ制度外での運用を誘発し、安全性の確保という本来の目的に反する結果を招くおそれも否定できません。	6	従事者の常駐の義務化については、営業施設周辺的生活環境等が悪化し、苦情発生後に営業従事者が駆けつけて対応するのではなく、これらを未然に防止することを目的としています。環境悪化の未然防止や苦情発生の迅速な認識と対応のためには、様々な対策が考えられますが、人による確認が最良と判断し、規定することとしました。 一方、既存施設への常駐の義務化については、適用に伴う設備改修等に多大な費用が生じる可能性があるほか、物理的に常駐設備の設置が困難な場合も想定され、事業の継続が困難となるなどの影響が生じるおそれがあるため、対象外としました。 その他の規制強化については、既存の業者に過度な負担を課すことにならないと考えています。 事前周知の義務化については、周知不足によるトラブルの防止を図るとともに、営業者と周辺住民との円滑な関係の維持を図り、本区において将来にわたり良好な生活環境を維持していくために、必要な取組であると考えています。 なお、条例改正後は、施行までの周知及び準備期間を設けることとしています。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
					本改正案については一律的な規制強化ではなく、実効性と持続可能性を両立させる観点からの制度設計への見直しが必要と考えます。例えば、営業従事者の常駐義務については、遠隔管理システムや24時間対応体制の整備等による代替措置を認めること、事前周知についてはデジタル手法による標準化を図ること、宿泊者への説明については予約時のオンライン同意を活用することなど、現実の運用実態に即した柔軟な対応が求められます。また、既存事業者に対しては十分な経過措置を設け、段階的な導入とすることが不可欠です。 本改正案は、安全確保を目的としながらも、結果として遵法事業者の退出と宿泊供給の縮小を招き、地域経済および観光政策全体に逆行するおそれが高い制度設計となっています。持続可能で実効性のある制度とするため、抜本的な再検討を強く求めます。		
59	団体	電子	14	07	旅館業法施行条例改正骨子案に対する意見書 本改正骨子案について、地域経済および適法に営業する事業者への影響が極めて大きいことから、現行案のままの施行には強く反対し、抜本的な再検討を求めます。 第一に、本改正は既存事業者に対しても広範かつ遡及的に新たな義務を課すものであり、法的安定性および予見可能性を著しく損なうものです。事業者は現行法令に基づき適法に営業を行ってきたにもかかわらず、後出し的に過大な負担を課すことは、信頼保護の観点からも重大な問題があります。	2	既存施設への常駐の義務化については、適用に伴う設備改修等に多大な費用が生じる可能性があるほか、物理的に常駐設備の設置が困難な場合も想定され、事業の継続が困難となるなどの影響が生じるおそれがあるため、対象外としました。 その他の規制強化については、既存の業者に過度な負担を課すことにならないと考えています。
60	団体	電子	14	13	本改正案は規制の必要性および合理性の観点から過剰であり、比例原則に反する可能性が高いものと考えます。安全確保という目的自体は否定されるものではありませんが、その達成手段としては、デジタル技術の活用や既存制度の適切な運用強化など、より柔軟かつ実効性の高い方法が存在します。 よって、本改正案については現行のままの施行には断固反対し、事業者の持続可能性および地域経済への影響を十分に踏まえた上で、実効性と合理性を両立する形での抜本的な再設計を強く求めます。	6	地域経済の活性化の観点も必要な視点であると思います。一方、目黒区は面積の約80%が住居系の用途地域であり、特別区の中でもその割合が高いことから、安全・安心で閑静な住宅環境の確保を優先すべきであると考え、その取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
61	個人	電子	15		私が住む閑静な住宅地で気がつくとう旅館が2軒。民泊だと思っていたが、トラブルを区役所(保健所)に連絡した時に旅館だと言われました。区の方の説明は曖昧に感じたが、旅館なので良いと言われればそれまででした。納得は出来ませんでした。 住宅地は道幅が狭く角に家がある私は2回トラブルに。角を曲がれない程の大きな車体(レンタカー)でうちの敷地内の物をどかして曲がろうとして口論になり、警察を呼びました。 その時の警察官も、民泊なので区に連絡すると言っていました。 また、別の旅館のグループが同様にうちの門にぶつけそうな運転で、注意すると暴言を吐いて威嚇してきたので、私の夫と口論になりました。 区では指導できないとの事でした。 道幅の狭い住宅地に入る手前で車から降りて歩いてほしいです。旅館まで、1分以内なのだから。 改正条例骨子案を確認しました。 ぜひ今年度内の改正をしていただきたいと思います。期待しています。	3	区の施策にご理解いただきありがとうございます。 今回の条例改正においては、周知不足によるトラブルを防止し、営業者と周辺住民との円滑な関係を維持することを目的として、旅館業の許可申請者に対し、許可申請前の事前周知を実施すること、また、宿泊者が気を付けるべき周辺生活環境への配慮に関して、営業者から宿泊者に対し、事前に説明することを義務付けることとしています。
62	個人	電子	16		本改正の方向性には賛同する。一方で、骨子段階では実効性の確保に関わる具体的内容について更なる明確化が望まれる。 とりわけ、1. 適用範囲（既存施設への適用を含む）、2. 周知・説明の実施要件並びに記録・評価方法、3. 違反時の措置及び監督体制、4. 遵守インセンティブの設計について、具体化を求める。 また、行為規制のみでは非遵守事業者が相対的に有利となる可能性もあることから、受益者負担の観点に基づき、課税又は負担金等の制度的措置についても別途検討されることを要望する。	3	区の施策にご理解いただきありがとうございます。 条例改正の方向性については骨子案で示し、具体的な規定については条例改正案で示すこととなっています。 旅館業施設に対しては、現在も定期的に立入検査を実施しており、遵守事項の確認を行っています。 非遵守営業者に対して、課税又は負担金等の制度的措置を設ける予定はありませんが、旅館業法上の命令、罰則等の規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
63	個人	電子	17		・一戸建て住宅や集合住宅の宿泊施設営業は大きな雇用も生まずホテル産業の利益を不必要に奪うものであり、社会への貢献が小さいと考えます。区としてそもそも許可しない方がいいが、継続して許可するなら目黒区ルールの週末のみ営業を徹底していただきたいです。 ・渋谷区等でも外国人の日本文化への理解浸透がなくトラブルが多発していることから、利用者は日本在住者のみに限定し、許可する場合は、責任者から宿泊者への説明・研修等を義務付けることを提案したいです。 ・ゴミ、騒音問題は夜間・早朝に多く発生すると想定できます。地域住民からの報告や改善要望を24時間受け付けられる監督者を置くべきと考えます。 ・地域住民からの苦情に対応できなかった場合の営業許可取り消しなど、行政が厳しく監視できる効力あるルールを設定していただきたいです。 ・宿泊施設営業の営利目的での外国人の土地物件買い漁りが横行しないよう、土地所有を制限できる方法を国と連携して定めることを望みます。	6	旅館業の許可を与えないことができる事由は、旅館業法で定められています。このため、週末のみの営業、宿泊可能な者等を許可要件として設けることはできません。 この度の条例改正では、周辺生活環境の悪化の未然防止や、災害時を含めた迅速な対応のため、新たに許可申請される旅館業施設に対して、営業従事者の常駐を義務付けることとしています。 従事者の常駐は宿泊者の滞在期間中を想定していますが、宿泊者が不在であり、従事者が常駐しない時間帯においては、常時連絡が可能となるよう連絡先の明示を求めることとします。 また、既存の営業施設については、従事者の常駐義務を遡及して適用することはしませんが、速やかに周辺住民から苦情等を伝えられるように、営業者の連絡先を明示するとともに、宿泊者が滞在中は、必要に応じて駆け付けることを義務付けることとしています。 宿泊者が気を付けるべき周辺生活環境への配慮に関して、営業者から宿泊者へに対して、日本語の他、宿泊者に応じた言語で事前に説明することを義務付けます。なお、説明の方法については、文書による実施を想定しています。 令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定等を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。 なお、土地所有の制限については、本条例の対象範囲外の事項です。ご意見として参考とさせていただきます。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
64	個人	電子	20	01	青葉台の地域特性と宿泊施設の集中による懸念 私は目黒区青葉台の商業地域に居住しており、近隣に民泊と旅館・ホテル業の開業計画が連続して存在しています。商業地域とはいえ、青葉台は住宅が密集しており、区の資料にある通り「良好な生活環境を維持すべき地域」です。 目黒区は、東京23区の中でも「住環境の良さ」を基盤として高い評価を得ている自治体であり、区のブランド価値は閑静な住宅地の維持によって支えられています。観光需要や宿泊施設の利便性よりも、まずは住民の生活環境を守ることこそが、目黒区の都市政策として最優先されるべきと考えます。 区長・議長に直接伝えた住環境悪化の不安 外国人居住者やインバウンド宿泊者の増加に伴う住環境悪化の不安を直接お伝えしました。今回の条例改正案は、まさにそのような住民の切実な声に対応するための重要な取り組みであると理解しています。	2	区の施策にご理解いただきありがとうございます。 目黒区は面積の約80%が住居系の用途地域であり、特別区の中でもその割合が高いことから、安全・安心で閑静な住宅環境の確保を優先すべきであると考え、その取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。
65	個人	電子	20	02	隣接民泊の実態と現行制度の限界 私の隣接地で運営されている民泊について、事業者は近隣に居住し、監視カメラの設置や「10分以内の駆け付け体制」など、現行制度上の最低限の要件は形式的には満たしています。しかし、事業者が自宅に常時滞在しているわけではなく、実際には日中・夜間ともに不在となる時間帯が存在します。そのため、トラブル発生時に即時対応できる体制とは言えず、実質的には無人運営と変わらない状況です。 住宅が密集する青葉台において、無人運営の民泊が継続すること自体が、住環境悪化の根本的なリスクとなっています。	6	既存施設への常駐の義務化については、適用に伴う設備改修等に多大な費用が生じる可能性があるほか、物理的に常駐設備の設置が困難な場合も想定され、事業の継続が困難となるなどの影響が生じるおそれがあります。これらは既存営業者の営業の自由や財産に対する制約になることから、違法となる可能性が高いと判断しました。 既存施設に対しては、周辺住民からの苦情への対応としての駆け付け体制の整備や、宿泊者への事前説明の徹底を図るとともに、必要な指導を継続してまいります。
66	個人	電子	20	03	実際に発生している住環境悪化の懸念 以下のような懸念は常に存在し、住民の安心・安全を脅かしています。 ・ ゴミ出しルール違反 ・ 騒音・迷い込み ・ 夜間の安全性の低下 ・ インバウンド宿泊者のマナー問題 ・ 不動産価値の下落 これらは区が資料で示している「宿泊者に起因するトラブル」と完全に一致しており、現行制度では住民の不安を十分に解消できていないことを示しています。	3	今回の条例改正においては、宿泊者が気を付けるべき周辺生活環境への配慮に関して、営業者から宿泊者に対し、事前に説明することを義務付けることとしています。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
67	個人	電子	20	06	民泊制度の構造的問題と、国への制度改正要望 今回の意見対象ではありませんが、実質的に同一の問題があるため述べさせていただきます。 民泊（住宅宿泊事業）については、現行の住宅宿泊事業法において常駐義務を課することができないことは承知しています。しかし、青葉台のような住宅密集地において、無人運営の民泊が継続することは、旅館業と同様に住環境悪化の大きな要因となっています。 私の隣接地の民泊のように、形式上は「10分以内の駆け付け体制」を満たしていても、事業者が常時滞在しているわけではなく、実質的には無人運営と変わりません。このような実態は、現行制度の限界を示しています。 民泊についても旅館業と同様に常駐義務を課することができるよう、国に対して住宅宿泊事業法の見直しを求めることが必要と考えます。目黒区として、住環境保護の観点から、国に対して制度改正を働きかけていただくことを強く要望いたします。	5	ご意見の内容は本条例の対象範囲外となりますが、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
68	個人	電子	20	07	私は区の税収にも一定の貢献をしており、地域の住環境の維持は区政への信頼に直結します。 目黒区は、東京における“住みたい街”としての価値を守る責務があります。その価値は、短期宿泊施設の利便性ではなく、静穏で安全な住宅地の維持によってこそ支えられています。 住民の生活環境を守るため、今回の条例改正が実効性のあるものとなるよう、強くお願い申し上げます。	4	ご意見の趣旨は本改正の趣旨と合致しているものと認識しています。区の施策にご理解いただき、ありがとうございます。
69	議会	電子	21	04	既存の開業済み小規模宿泊施設が事業継承をする場合の取り扱いについてはどのように規定するのか。	6	事業継承の場合は、旅館業法の規定により条例改正前の営業者の地位を承継することになるため、譲受人である営業者には営業従事者の常駐の義務が適用されません。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
70	個人	電子	23		旅館業の登録のハードルを上げる前に、旅館業を取得していない物件の営業活動等をモニタリング/取り締まるフレームワークが必要だと強く感じる。具体的には以下のような行為をどのようにモニタリングをしていくかを議会で並行して（もしくは前もって）議論して欲しい。 1) 民泊のライセンスで年365日リスティングをしているケース 2) 規制のかからない外国のOTAにリスティングするケース 3) ウィークリーマンションとして運営する実態は民泊のようなケース 近隣事例で個人的に把握しているだけで数件以上はこうした活動が確認とれている。旅館業を申請する業者はある程度まともな運営をしているケースが多いのにも関わらず、そこを締め付けると、上記のような違法-脱法営業を助長し、近隣住民とのトラブルが逆に増加する懸念がある。本末転倒な結果にならないように、これらを取り締まる方法論をまず議論して欲しい。 具体的な事例を希望される場合はご連絡いただければ回答をさせていただきます。	5	貴重なご意見として参考とさせていただきます。 旅館業については、宿泊需要の拡大を受けて平成30年に旅館業法の規制が緩和され、現在はポストコロナの観光需要が増加したことを背景に、許可件数や相談件数が増加傾向にあります。目黒区内においても、一戸建て住宅や集合住宅等として建築された建物を旅館にする等、住宅地などで小規模宿泊施設の営業が増加したこと等を背景に、周辺住民から、周知不足のまま旅館営業が開始されることに対する不安や、宿泊者に起因するトラブル等に関して相談が寄せられるようになりました。このような状況を踏まえ、良好な生活環境を将来的に維持していくための取組の一環として、旅館業法施行条例を改することとしました。 無許可営業の確認については課題であると認識していますが、増加する小規模宿泊施設に対する規制強化を優先して行う必要があると考えています。
71	個人	電子	24		骨子案に異存ありません。	2	区の施策にご理解いただきありがとうございます。
72	個人	電子	27		賛成です。特に付け加える意見はありません。	2	区の施策にご理解いただきありがとうございます。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
73	個人	電子	28		目黒区における良好な住環境の維持の観点から、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）に関する規制強化を要望いたします。 現在、住宅宿泊事業法に基づき、住宅宿泊事業は年間180日を上限として認められておりますが、住宅地においてはこの日数であっても不特定多数の短期滞在者の出入りが継続的に発生し、従来の生活環境に大きな影響を及ぼす懸念があります。 実際に、豊島区における民泊トラブルが報道されており、騒音、ゴミ出しルールの逸脱、深夜の出入りなど、周辺住民の生活に支障が生じる事例が見受けられます。このような問題は、一度発生すると解消が難しく、地域の安心感を損なう要因となります。 私の居住地域は戸建て住宅を中心とした静穏な住宅地であり、小さな子どもも生活しております。そのため、不特定多数の短期滞在者の頻繁な出入りや、見慣れない車両の往来、夜間の騒音等が発生した場合、生活の安心・安全が損なわれることを強く懸念しております。 また、海外の主要都市においては住宅地保護の観点から民泊規制がさらに強化されており、例えばLondonでは年間90泊、Parisでは年間120泊、Amsterdamでは年間30泊といった上限が設けられています。Barcelonaでは将来的な全面廃止の方針も示されています。 このように、日本の年間180日という上限は必ずしも十分に厳格とは言えず、特に戸建て住宅が密集する地域では、より慎重な制度設計が必要であると考えます。少なくとも年間営業日数については、より実効性のある上限として120日以下への見直しを検討すべきであると考えます。	5	ご意見の内容は本条例の対象範囲外となりますが、貴重なご意見として参考とさせていただきます。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
					問題が顕在化する前の予防的観点に基づく規制強化が不可欠であると考えます。 要望事項 1. 戸建て住宅が密集する地域における住宅宿泊事業の制限 2. 年間営業日数の上限を180日から120日以下へ引き下げる 3. 夜間の営業やチェックインに関する制限の強化 4. 管理者の常駐または迅速な現地対応体制の義務化 5. 近隣住民への事前周知および説明の徹底 6. 騒音・迷惑行為発生時の迅速な営業停止措置 住民が安心して生活できる環境を維持するため、実効性のある制度運用および規制強化について、慎重かつ積極的なご検討をお願い申し上げます。		
74	個人	電子	29		日本人以外の民泊事業者登録は原則禁止にして欲しい、既存施設も含め禁止。理由として他地域でもあるように実質管理出来ない為。常駐する代理人を置くとしてもそれを区が細かくチェック出来ないと思います。常駐していても対応しなければ意味が無い為、形骸化するのではないのでしょうか。困るのは周辺住民で、少しのトラブルも積もれば大きな問題になります。住民の安全で快適な生活を守る事は将来的な区の魅力、価値を高める事にはなりませんか？不動産所有者や業者、利権や収入目的の人から許可まで禁止にして欲しくない要望があるのかも知れませんが、静かな暮らしを壊して欲しくない、ただそれだけです。お願いします。	6	いわゆる民泊は住宅宿泊事業法で規制されていますが、旅館業は旅館業法で規制されています。 旅館業法において、許可を与えないことができる人的要件は限定的に定められており、これに国籍等は含まれていません。このため、外国籍であることを理由として許可要件に差異を設けることは困難であると考えています。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
75	個人	電子	30	01	目黒区旅館業法施行条例改正について意見を申し上げます。 私は今年、多額の初期投資を行い、区内で宿泊事業を開始しました。 近隣住民の方へ定期的にご挨拶を行い、問題がないか確認するなど、トラブル防止に努めています。 また、何かあった際にすぐ連絡いただけるよう、施設には連絡先を掲示しています。 一部に問題のある事業者がいる場合でも、適正に運営している事業者まで一律に厳しい規制を課すことには懸念があります。 既存事業者に急なルール変更が適用されると、事業継続が困難となり、負債のみが残る可能性があります。 宿泊者への地域案内などを通じて、街の活性化にも貢献しているため、既存事業者への配慮や柔軟な対応をご検討いただきたくお願いいたします。	2	目黒区は面積の約８０％が住居系の用途地域であり、特別区の中でもその割合が高いことから、安全・安心で閑静な住宅環境の確保を優先すべきであると考え、その取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。 従事者の常駐の義務化については、営業施設周辺の生活環境等が悪化し、苦情発生後に営業従事者が駆けつけて対応するのではなく、これらを未然に防止することを目的としています。環境悪化の未然防止や苦情発生の迅速な認識と対応のためには、様々な対策が考えられますが、人による確認が最良と判断し、規定することとしました。 一方、既存施設への常駐の義務化については、適用に伴う設備改修等に多大な費用が生じる可能性があるほか、物理的に常駐設備の設置が困難な場合も想定され、事業の継続が困難となるなどの影響が生じるおそれがあるため、対象外としました。 その他の規制強化については、既存の業者に過度な負担を課すことにならないと考えています。 なお、条例改正後は、施行までの周知及び準備期間を設けることとしています。
76	個人	電子	30	02	目黒区旅館業法施行条例改正について意見を申し上げます。 現在検討されている改正内容について、一律の規制強化には強い懸念があります。 特に、既存の事業者に対して新たな義務を適用することは、事業の継続を著しく困難にする可能性があります。 既存事業者は、現行ルールに基づき多額の初期投資を行い、事業を開始しています。 そのような中で後から大きな条件変更が行われることは、実質的に事業の前提を覆すものであり、公平性の観点からも問題があると考えます。 また、適正に運営している事業者まで一律に規制対象とするのではなく、問題のある事業者に対して個別に指導・改善を行うことが本来あるべき対応ではないでしょうか。 特に「常駐義務」等の重い要件については、新規施設への適用にとどめ、既存事業者には適用しないことを明確にしていきたいです。 加えて、将来的に既存施設へ適用が拡大されることがないよう、十分な配慮を強く求めます。 地域との共存や観光振興の観点からも、適正に運営している既存事業者が継続できる制度設計をお願いいたします。	2	地域の観光振興の観点も必要な視点であると思います。一方、目黒区は面積の約８０％が住居系の用途地域であり、特別区の中でもその割合が高いことから、安全・安心で閑静な住宅環境の確保を優先すべきであると考え、その取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。 従事者の常駐の義務化については、営業施設周辺の生活環境等が悪化し、苦情発生後に従事者が駆けつけて対応するのではなく、これらを未然に防止することを目的としています。環境悪化の未然防止や苦情発生の迅速な認識と対応のためには、様々な対策が考えられますが、人による確認が最良と判断し、規定することとしました。 一方、既存施設への常駐の義務化については、適用に伴う設備改修等に多大な費用が生じる可能性があるほか、物理的に常駐設備の設置が困難な場合も想定され、事業の継続が困難となるなどの影響が生じるおそれがあるため、対象外としました。 その他の規制強化については、既存の業者に過度な負担を課すことにならないと考えています。 なお、条例改正後は、施行までの周知及び準備期間を設けることとしています。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
77	個人	電子	30	03	今回検討されている改正内容については、地域との調和を図る趣旨について理解しております。 しかしながら、既に許可を取得し、適法に運営している事業者に対して、新たな制限を遡及的に適用することには強い懸念があります。 既存事業者は、現行制度を前提に事業計画を立て、投資・契約を行っております。 そのため、制度変更により事業継続が困難となる場合、経済的損失が極めて大きく、信頼性の観点からも問題があると考えます。 つきましては、以下の点を強く要望いたします。 * 既存の許可施設については、改正後も従前の条件での営業継続を認めること（既存不遡及の原則の徹底） * 制度変更を行う場合は、新規事業者に限定するなど、段階的かつ合理的な措置とすること 地域との共存を目指し、適切に運営している事業者が安心して継続できる制度設計を強く望みます。 よろしくお願いいたします。	2	目黒区は面積の約80%が住居系の用途地域であり、特別区の中でもその割合が高いことから、安全・安心で閑静な住宅環境の確保を優先すべきであると考え、その取組の一環として、旅館業法施行条例を改正することとしました。 営業従事者の常駐の義務化については、営業施設周辺の生活環境等が悪化し、苦情発生後に営業従事者が駆けつけて対応するのではなく、これらを未然に防止することを目的としています。環境悪化の未然防止や苦情発生迅速な認識と対応のためには、様々な対策が考えられますが、人による確認が最良と判断し、規定することとしました。 一方、既存施設への常駐の義務化については、適用に伴う設備改修等に多大な費用が生じる可能性があるほか、物理的に常駐設備の設置が困難な場合も想定され、事業の継続が困難となるなどの影響が生じるおそれがあるため、対象外としました。 その他の規制強化については、既存の業者に過度な負担を課すことにならないと考えています。 なお、条例改正後は、施行までの周知及び準備期間を設けることとしています。
78	団体	書面	31	01	・改正において「条例等で義務付け」を行うなら履行されない時の罰則を設けて下さい。	6	令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。
79	団体	書面	31	03	(2)～(5)は1年または2年に1回、点検、査察を行い、義務化された項目の遵守を担保する。 遵守されない時は営業停止等の措置を取る。	6	旅館業の許可施設には保健所が定期的に立入検査を実施し、法律や条例の遵守状況を確認しています。 令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則規定を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
80	団体	FAX	32	01	・賃貸アパートと同じく所有者が投資案件の場合、町会加入（部屋を1戸と換算する）を義務付けられないか？ ・旅館業なので住民の任意での町会加入と異なり、事業に対する近隣環境税みたいな迷惑料として外灯や防犯カメラの維持費用電気代を請求したい。 ・ゴミ出し等町会で処理する場合も充分想定出来るので、許可に当り上記の様な費用を環境整備対策費として町会と契約したい。	3	町会の加入や費用負担、町会との契約の義務付け等については、当事者間の任意の合意に基づくものであり、条例で規定することは難しいと考えています。 一方で、ご意見の趣旨を踏まえ、営業者の責務として、防災、防犯及び環境整備等に係る周辺地域の活動や区の施策に協力するよう努めなければならない旨を規定することとします。
81	個人	電子	33		第一種低層住居専用地域には民泊の許可は反対。また、民泊なのに研修施設などと言って民泊を行っている人にも厳しい対応をお願いしたい。またゴミ出しのルールなども検討してほしい。（有料化・違反した場合営業停止など強めの対応）	5	この度改正を予定しているのは旅館業法施行条例であり、第一種低層住居専用地域では建築できない旅館等に関する条例となります。ご意見の内容は理解いたしましたので、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
82	議会	電子	34	03	○区のHP上で、施設の住所（区のMAPなどに落とし）、連絡先を公表すること。	7	現在、区公式ウェブサイトでは、オープンデータとして区内の旅館業施設を公表しています。営業者が公開を希望しない場合には掲載していませんが、全ての施設に係る情報が必要な場合は、開示請求により施設リストを取得することが可能となっています。 また、従事者が不在となる時間帯がある場合は、苦情や問い合わせに対応するため、周辺住民が確認しやすい場所に営業者の連絡先を明示することを義務付けることとします。
83	議会	電子	34	04	○条例で定められている義務に従わなくても営業が続けられるのであれば、トラブルは無くならない。条例で義務化されている内容に従わない、いつも連絡が取れないというような悪質な事業者には、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止などの行政処分を科し、履行すること。また、区からの行政処分を受けた事業者については区のHP上で公表すること。	6	令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に行政処分の規定を設ける予定はありませんが、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。 また、旅館業法に基づく行政処分は公表を前提とはなっていないことから、行政処分を受けた営業者の公表については、営業者の権利利益への影響や風評被害のおそれなどに十分配慮する必要があります。
84	議会	電子	35	02	○既存施設の看板等に営業者の連絡先、宿泊者への事前説明、国内に住所を有しない個人営業者に対する代理人の選任など、条例設置後、速やかに確認すること。	4	旅館業の許可施設には保健所が定期的に立入検査を実施し、法令や条例の遵守状況を確認していますが、条例施行後は、監視指導を通じて、速やかに状況の把握に努めてまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
85	議会	電子	35	03	○周辺住民との話し合いにおいて、具体的にゴミ出しルール、騒音対策などを記した協定書を取り交わすこと。	3	許可申請予定者と周辺住民等との間の協定は、当事者間の任意の合意に基づくものであり、条例により義務付けることは難しいと考えています。このため、近隣住民との良好な関係づくりの第一歩として、書面配布や説明会の実施などの事前周知を義務付け、その過程において協定書や覚書を取り交わす機会が確保されるようにするものとします。 また、営業者の責務として、防災、防犯及び環境整備等に係る周辺地域の活動や区の施策に協力するよう努めなければならない旨を規定することとします。
86	議会	電子	35	04	○義務違反があった際の対応について、明記すること。	3	令和8年1月20日に改正された「旅館業における衛生等管理要領」においては、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することが可能であることが示されました。また、これらの措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合には、旅館業法上の命令、罰則等の措置をとることが可能である旨も示されました。本条例に罰則等の規定を設ける予定はありませんが、旅館業法に基づく命令や罰則等についてガイドライン等に明記するとともに、これらの規定を適切に運用し、必要な指導を行ってまいります。
87	議会	書面	36	01	許可申請前の事前周知とともに、「ごみ処理・騒音対策計画」の提出も義務付けること。また既存施設についても義務付けること。	3	廃棄物の処理については、既存施設に対しても指導を行ってききましたが、営業者が適切な処理方法を確実に実施することが重要であることから、許可申請時に清掃事務所との協議書の添付を義務付けることとします。騒音対策については、宿泊者が配慮すべき周辺の生活環境に関する事項として、騒音防止等について営業者から宿泊者に対し事前に説明することが重要であることから、既存施設を含めてこれを義務付けることとします。その内容については、ガイドライン等により具体例を示すとともに、許可申請時の確認に加え、営業開始後に定期的実施する立入検査の機会においても、営業者から説明内容を聴取し、確認を行ってまいります。
88	議会	書面	36	02	今回の条例改正に伴い、義務化された説明会の開催や看板に営業者の連絡先が明示されているかどうか、宿泊者への注意事項の事前説明が遵守されているか、など確認体制を構築すること。	1	説明会の開催後は、許可申請予定者に対し報告書の提出を義務付けることとします。また、旅館業の許可施設には保健所が定期的に立入検査を実施し、法令や条例の遵守状況を確認していますが、条例施行後は、監視指導を通じて、速やかに状況の把握に努めてまいります。
89	議会	書面	36	04	既存施設について、トラブルがあった際に迅速に駆けつけられる体制を義務化すること。	3	従事者が常駐していない施設については、現在も、概ね徒歩又は自転車です10分程度の範囲内に駆け付け拠点を設けることについて、許可時に確認、指導を行っていますが、体制整備の義務化について規定を整備することとし、指導を行ってまいります。

整理 番号	区分	種別	個票 番号	枝番	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
90	個人	電子	37		お世話になります。 改正後の条例は、新規だけでなく既存の業者にも対応させるように強く希望します。理由は、新規参入者より既存の業者のがルール遵守していない事が多い為。	6	条例改正骨子案において、過度な負担を課すこととならないと考えられる規定については、既存の営業者にも適用することとしています。 一方、従事者常駐の義務化については、適用に伴う設備改修等に多大な費用が生じる可能性があるほか、物理的に常駐設備の設置が困難な場合も想定され、事業の継続が困難となるなどの影響が生じるおそれがあるため、対象外としました。